

11 川手忠義に法学博士の学位授与認可申請

(大正十四年九月)

(欄外注記1)

(欄外注記2)

大正一四年八月二七日 <small>案起</small> 主任 函	大正一四年九月二六日 <small>案起</small> 主任 函
内務部長 (近藤印) 学務兵事課長 (近藤印)	内務部長 学務兵事課長 (近藤印)
進	下 付
中央大学長 学位授与認可申請 (法博 川手忠義) 右第三式經由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス	同上ニ対スル指令 大正十四年九月二六日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ 神田 郡区役所へ送付スルモノトス

(欄外注記3)

(欄外注記5)

進 達 願

別冊学位授与認可申請書文部省へ御進達被成下度此段奉願候也
(欄外注記4)

大正十四年八月十九日

神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長

法学博士 岡野敬次郎 函

東京府知事 宇佐美勝夫 殿

大正十四年八月十九日

東京市神田区錦町二丁目二番地
中央大学学長

法学博士 岡野敬次郎

文部大臣 岡田良平殿

東京市芝区愛宕下町四丁目壹番地寄留弁護士

山梨県平民

川手忠義

明治十五年五月三日生

学位授与ノ件

山梨県平民川手忠義ヨリ別冊論文「大臣責任訴訟ノ研究」ヲ提出シ法学博士ノ学位請求有之候ニ付学部教員会ノ選出シタル三名ノ委員ニ審査セシメ該報告ニ基キ法学部教員会ノ議ニ附シタル結果法学博士ノ学位ヲ授与スヘキモノト議決相成候ニ付論文、参考論文、其ノ審査要旨、調書、履歴書等相添右認可申請候也

調書

一、学位請求者 山梨県平民 川手忠義

一、学位令第四条後段ニ該当スルモノ

一、学位授与ノ為メ開カレタル教員会会員ノ定数十四名内二名事故欠席出席者十二名全員一致ヲ以テ可決

一、論文ハ学位授与後六個月以内ニ印刷公表ノ予定附屬論文別冊ハ公表セス参考論文「日本英米比較憲法論、英国憲法及行政法綱領」ハ既刊発表ス

一、論文ハ学位令第七条後段ニ該当セサルモノト思考ス

以上

履歴書

- 一、明治三十五年七月東京法学院卒業
- 一、同三十六年十二月判検事登用第一回試験及第一、同月司法省ヨリ司法官試補ニ任セラレ甲府地方裁判所、同区裁判所詰ヲ命セラル
- 一、同三十七年三月司法官試補ヲ辞ス
- 一、同月東京地方裁判所検事局ニ於テ弁護士登録ヲ受ク
- 一、同三十九年二月語学研究ノ為メ北米合衆国ニ航シ同四十年六月帰朝ス
- 一、同月ヨリ弁護士ノ職務ニ従事シ今日ニ至ル

以上

右相違無之候也

大正十三年二月二十五日

右

川手忠義

川手忠義氏大臣責任訴訟ノ研究ト題スル論文ヲ提出シ法学博士ノ学位ヲ請求セリ而シテ別ニ参考トシテ日本英米比較憲法論、英国憲法及行政法綱領ナル著書ヲ添ヘテ提出シタリ岡野中央大学学長ハ中央大学学位規程第五条ニ依リ下名等ニ囑スルニ論文審査委員ヲ以テセリ依リテ茲ニ審査ノ結果ヲ報告ス

本論文ノ著者ハ國務大臣彈劾制度ノ立憲政治上欠クヘカラサル所ノモノタルコトヲ論証シ我カ日本ニ於テモ大臣責任訴訟制度ヲ設ケテ憲法法律ノ嚴正ヲ保ツノ必要アルコトヲ主張ス抑モ大臣責任訴訟ノ事ハ英國ニ起リテ他ノ諸國普及シ歐米各立憲國ニ於テ少クトモ制度トシテハ殆ト之ヲ認メサルモノナク而モ我カ日本ニアリテハ憲法又ハ法律ニ於テ之ニ関スル何等ノ規定ヲモ存セサル所ノモノタリ是レ著者カ之ヲ論証スル為メニ大努力ヲ致シタル所以ナリ國務大臣ニ大任重責アリト云フコト其責任ヲ正タス為メニ其制度ヲ完備セサルヘカラスト云フコトハ敢テ新且奇ナリトセス只本論文ノ真價值ハ則チ著者カ扱ヒテ責任訴訟制度ヲ取り議論頗ル艱深ク極メ其拠証ヲ示ス為メニ博引傍搜其ノ渾身ノ力ヲ尽シタル点ニアリ從テ著者ノ学植(學植)ト識見トヲ判断スヘキ点亦此ニ存ス

著者ハ大臣責任訴訟ノ沿革ヨリ説キ起シテ希臘羅馬ノ古制ヲ述ヘ英米伊独諸國ノ実例ヲ挙ケ更ニ大戦役後新タニ制定シタル諸國憲法ニ説キ及ホシ其間國家論アリ國家刑罰權論アリ議論頗ル複雑ヲ極メ且動モスレハ輒チ政治問題タル内閣責任論ト司法問題タル大臣責任訴訟制度ヲ相混シテ説クカ如キ嫌ナキニアラスト雖モ亦是レ責任訴訟制度ノ為メニ自己ノ主張ヲ詳悉スルノ熱心ニ出ツルモノニ外ナラスシテ其ノ拮据阻勉ノ痕跡歴々タリ若シ國家論國家刑罰權等ニ就テ一々検討スルアラハ或ハ解説未タ十分ナラサル所アルヘント雖モ之ヲ視テ以テ大臣責任訴訟論ノ

序言ト為ストキハ則チ其勞作ノ多大ナリシコトヲ認メサルヘカラス就中我カ日本ノ上古ニ於ケル有司ノ責任及ヒ其制裁ノ事歴ヲ尋ネ大宝令以下武家時代ノ制度ヲ究メテ其主義政策ノ存スルトコロヲ明カニシタルハ蓋シ著者ノ甚タ意ヲ用フル所タリ

著者ハ我カ日本ノ現行制度上大臣責任訴訟ノ規定ヲ欠クコトヲ遺憾トシ其ヲ制定スルノ必要ヲ主張スルコトヲ以テ本論文ノ主眼ト為ス我カ憲法施行以來大臣責任訴訟トシテ之ヲ処理スヘキ事件頻発スルモ其規定ヲ欠クカ為メニ常ニ之ヲ曖昧摸稜ノ間ニ葬リ去リテ永ク疑惑ヲ世間ニ遺コシ且其ノ憲法法律ヲ嚴正ニ護持スル所以ニアラサルコトヲ切言ス只其事ハ大臣有力者ノ間ニ連リ且其人若クハ其人ノ親屬及ヒ關係者今猶ホ世ニ現存スル者多キヲ以テ著者自己ノ論証ノ為メニ他人ノ名譽ヲ傷クルコトヲ憚カリ其詳細ナル資料ハ之ヲ別冊ニ蒐録シテ之ヲ世ニ公ニスヘキ本論文ノ外ニ置キタリ乃チ別冊第一、從來ノ司法權カ克ク獨立ノ実ヲ挙ケ得サリシ事例第二、從來ノ閣臣其他ノ大官ニ不正ノ所行少ナカラサリシ事例是レナリ著者ノ用意ヤ周到ナリト謂フヘシ然レトモ著者ノ主張ノ第一根拠ト本論文ノ主一眼目トハ實ニ此別冊ノ記實ニアリ著者ノ最モ力ヲ用キタル所モ亦蓋シ此ニアリ而シテ其ヲ公刊シ得ストセハ著者ノ不本意ヤ知ルヘク審査者亦此ニ同情ヲ寄スルコトヲ禁スル能ハス

憲法及ヒ法律ノ嚴正ヲ保ツカ為メニ大臣責任訴訟ヲ設クヘント云フコトハ實ハ世間有リフレタル議論ニシテ毫モ新且奇トスヘ

キ所ノモノ無シ独リ著者カ「國務大臣自身ノ政治的人格ヲ保護

スル為ニモ弾劾制度ノ必要アリ」ト為シテ「苟モ咎ムヘキ事ア

レハ則チ公明正大以テ之ヲ処理シ其事實ヲ明カニシテ其典刑ヲ

正シ責任者法廷ニ於テ堂々ト自己カ至誠、国ヲ思フテ為セン赤

心ヲ吐露シテ国民ノ前ニ表明スヘク而モ其事カ法条ノ細節ニ抵

触スルノ故ヲ以テ罪アリトスレハ潔ク之ヲ甘受スヘク」隱居謹

慎等ノ姑息手段ヲ以テ隱秘ノ間ニ事ヲ葬ルハ却テ責任者ヲ不測

ノ穽ニ陥レ世人ヲ無限ノ疑惑ニ鎖ササシムルモノト為シ仏蘭西

政治家カイヨーカ有罪ノ決定ニ依リテ一タヒ追逐セラレタルノ

身ヲ以テ揚々トシテ仏国政治界ニ復帰シ内閣ニ入りテ國務ヲ担

当シタルカ如キ類例ヲ挙ケテ大臣責任訴訟ハ当事者ノ為メ將タ

一般国民ノ為メニ有益ナルコトヲ論証セル一段ハ殆ト前人未発

ノ言ト云フヲ得ヘク著者ノ如キ法治国主義ヲ抱持スル者ノ意見

トシテ此説アルハ国ヨリ其処ナリト謂ハサルヘカラス

五

本論文ハ我カ日本ニ於テ懲戒主義ニ基クトコロノ大臣責任訴訟

制度ヲ設クヘントイフコトヲ主眼ト為シ些ノ新奇ノ言ヲ挾マス

ト雖モ本論文ニ記述スル所ノモノニ就テ第一ニ著者ノ學問ノ素

養如何ヲ視第二ニ其努力勞作ノ次第ヲ尋ネ第三ニ其議論主張ノ

特殊ノ識見ヲ具フルヲ認メ法学博士ノ学位ヲ授与セラルヘキ資

格ヲ有スルモノト認定ス

大正十四年七月二十五日

審査委員

法学博士 稲田周之助

法学博士 馬場鉄一

法学博士 美濃部達吉

中央大学学長法学博士 岡野敬次郎殿

(欄外注記1)

「收受丑学第一二〇五二号」「施行九月二日」

(欄外注記2)

「判決九月二十八日」「施行九月二十九日」

(欄外注記3)

「完結」「記入済(松川印)」

(欄外注記4)

「神田区役所經由」

(欄外注記5)

「東京府收受・大正十四年八月二十五日・丑学第一二〇五二号」

〔大正十四年学務兵事課学事 私立学校冊の十二 306 G 5 2〕